

福井県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令

令和 2 年 3 月 4 日
福井県警察本部訓令第 4 号

改正

令和 3 年 3 月 10 日本部訓令第 5 号 令和 5 年 2 月 27 日本部訓令第 5 号 令和 6 年 3 月 1 日本部訓令第 4 号

福井県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令を次のように定める。

福井県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 15 条の 2 第 2 項の規定に基づき福井県警察職員（福井県地方警察職員定数条例（昭和 29 年福井県条例第 36 号）第 1 条に規定する職員をいう。以下「職員」という。）の標準的な職を、同条第 1 項第 5 号の規定に基づき標準職務遂行能力を、それぞれ定めるものとする。

(標準的な職)

第 2 条 職員の人事管理上の職級に応じた標準的な職、人事管理上の職級及び標準的な職が表す職制上の段階に属する職並びに警察官及び警察行政職員における職制上の段階相互の関係は、別表のとおりとする。

(標準職務遂行能力)

第 3 条 標準的な職に応じた標準職務遂行能力は、次の表のとおりとする。

標準的な職	標準職務遂行能力	
部長 次長 参事官 課長 課長補佐（警視の階級にある者をもって充てる職に限る。）	倫理	全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
	方策の立案	的確に状況を把握し、所管する事案に適切に対応するための方策を立てることができる。
	判断	所管する業務の実施において、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。
	説明・調整	所管する業務の実施において適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
	組織統率・人材育成	適切に業務を配分した上、進捗管理及び部下の指揮を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。
課長補佐 （警視の階級にある者をもって充てる職及び専門員の職を除く。）	倫理	全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
	事案対応	十分な知識・技術及び経験に基づき、困難な事案に適切に対応することができる。

	判断	自ら進めるべき業務の実施において、状況に応じて適切な判断を行うことができる。
	説明・調整	担当する業務の実施において論理的な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。
	業務遂行	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。
	部下の育成・活用	部下の指導、育成及び活用を行うことができる。
課長補佐（専門員の職に限る。） 係長 主査（係長、研究員、主任少年警察補導員及び主任交通巡視員の職に限る。）	倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
	事案対応	担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、事案に適切に対応することができる。
	協調性及び報告・連絡	上司・部下等と協力的な関係を構築し、適切な状況報告、連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。
	説明	担当する業務の実施において、分かりやすい説明を行うことができる。
	業務遂行	計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。
主任	倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
	事案対応	担当業務に必要な知識・技術を習得し、事案に適切に対応することができる。
	協調性及び報告・連絡	上司・部下等と協力的な関係を構築し、適切な状況報告、連絡等を行うことができる。
	業務遂行	計画的に業務を進め、確実に業務を遂行することができる。
主査（主査の職に限る。） 係員 主事	倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
	知識・技術	業務に必要な知識・技術を習得することができる。
	コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションを取り、適切な状況報告、連絡等を行うことができる。
	業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。

（その他）

第4条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項については、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年3月16日から施行する。

附 則（令和3年3月10日福井県警察本部訓令第5号）

この訓令は、令和3年3月22日から施行する。

附 則（令和5年2月27日福井県警察本部訓令第5号）

この訓令は、令和5年3月13日から施行する。

附 則（令和6年3月1日福井県警察本部訓令第4号）

この訓令は、令和6年3月21日から施行する。ただし、別表警視の項中「坂井警察署

副署長」を削り、警部（次席級）の項中「あわら警察署副署長」の次に「坂井警察署副署長」を加える改正については、令和6年3月18日から施行する。

別表

警察官

警察行政職員

人事管理上の職級	標準的な職	職制上の段階に属する職		人事管理上の職級	標準的な職	職制上の段階に属する職	
			階級				
警視 (部長級)	部長	部長、首席監察官及び福井警察署長（階級が警視である者をもって充てる職に限る。） 首席参事官 警察学校長 福井南警察署長 鯖江警察署長 越前警察署長 敦賀警察署長 小浜警察署長		次長級	次長	首席会計官 首席参事	
警視 (参事官級)	参事官	参事官 地域機動警察隊長 原子力施設警備隊長 大野警察署長 あわら警察署長 坂井警察署長					
警視 (所属長級)	課長	警察本部の課長 理事官 警務部監察官 科学捜査研究所長 機動捜査隊長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 機動隊長 勝山警察署長 坂井西警察署長 福井警察署副署長		所属長級	課長	参事官 警察本部の課長 科学捜査研究所長 管理長 福井警察署副署長	
警視 (管理官級)		管理官 副交長 室長（福井県警察の組織等に関する規則（昭和35年福井県公安委員会規則第10号。以下「組織規則」という。）に規定する室長に限る。）		室長級		室長（組織規則に規定する室長に限る。） 会計官 参事	
警視	課長補佐	対策官 広報官 刑事官 地域官 交通官 警備官 次席、調査官、室長（組織規則に規定する室長を除く。）及び副隊長 （階級が警視である者をもって充てる職に限る。） 福井南警察署副署長 鯖江警察署副署長 越前警察署副署長 敦賀警察署副署長 小浜警察署副署長			課長補佐	次席	
警部 (次席級)		次席、調査官、室長（組織規則に規定する室長を除く。）及び副隊長 （階級が警部である者をもって充てる職に限る。） 大野警察署副署長 勝山警察署副署長 あわら警察署副署長 坂井警察署副署長 坂井西警察署副署長		警部			
警部		課長補佐 隊長補佐 校長補佐 分駐隊長 通信司令官 検視官 登録審査官 警察署の課長 課長代理 分庁舎長 大手交番所長				課長補佐級	課長補佐 隊長補佐 校長補佐 分室長 柔道師範 剣道師範 主任研究員 統括少年警察補導員 統括交通巡視員 警察署の課長
				係長級	専門員	専門員	
警部補	係長	係長 小隊長 交番所長 駐在所長		警部補	主査	係長 研究員 主任少年警察補導員 主任交通巡視員の職	
巡査部長	主任	主任 分隊長		巡査部長			
巡査	係員	係員 隊員		巡査	主査	主査	
					主事	主事	

※ この表に掲げる標準的な職は、職員の任用に関する規則（昭和57年福井県人事委員会規則第6号）別表第一に掲げる職級に相当するものである。

※ この表に掲げられていない職については、当該職に充てられている職員をもって充てられる他の職の中で最も上位の職と同等又は下位の職制上の段階に属する職とみなすものとする。